

越境ECの課題対応困難、情報不足

■デミニミス制度の水際取り締め

越境eコマース（EC）の輸入で一般的に利用されているデミニミス制度（少額輸入貨物の免税制度）の運用で、日本では水際取り締めり上の課題への対応が困難な状況に直面している。簡易・迅速な通関手続きを悪用した不正事案があるほか、一部保税業者・通関業者に対する懸念に加え、税関が輸入申告に必要な正確・十分な情報が入手できず、適正なリスク判定が難しいなどの課題が顕在化。対策として、今年10月12日から始まる海上小口貨物の簡易通関では事前情報の提供を求めるなど条件を厳しく定め、リスク判定の適正化につなげる方針だ。一方、少額の航空貨物については通関業者の協力で事前情報を取得しているが輸入件数全体の2～3割に留まっているという。

財務省関税局の関税・外国為替等審議会関税分科会は6月12日、第1回目の「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ（WG）」を開催し、「輸入貨物への課税制度の概要とその課題」と「少額輸入貨物の増加により生じる水際取り締めり上の課題」をまとめた。水際取り締まりの現状については、「課題への対応がより困難となっている」として、主に3点の課題を指摘した（表参照）。

日本では輸入貨物の適正な管理と適正な輸入申告の責務は保税業者・通関業者が負うが、AEO制度の認定通関業者（AEO通関業者）の多くは越境ECの輸入貨物の取り扱いを避けている。輸入者や海外販売元から輸入貨物の正確な情報の入手が難しく、不適正な価格での輸入申告や不正な物品または申告外物品の混入リスクも踏まえての判断だ。その中で、保税業者は大量の輸入貨物の集中処理が求められ、リードタイム短縮を優先した不適切な貨物管理などの懸念があるほか、従業員の関与が疑われる不適切事案も発生していると報告。通関業者でも大量の通関手続きを適正、迅速に処理するための処理体制およびリスク管理体制が不十分と疑われる、関税関連法の規定への違反行為として非違事案が発生して

少額輸入貨物の水際取り締めり上の課題	
課題	概要
簡易・迅速な通関手続きを悪用した不正事案	簡易・迅速な通関手続き（マニフェスト申告・予備審査制）を悪用した不正事案が発生し、知的財産侵害物品などが日本国内に流入する事態が生じている
一部の保税業者・通関業者の貨物管理などのあり方	少額輸入貨物を中心に輸入件数が急増する中、保税業者・通関業者の役割は一層重要となっているが、一部の保税業者・通関業者の業務（適正な貨物管理、輸入申告）に関して懸念・課題が顕在化
不正確・不十分な輸入申告情報	厳格な水際取り締めりと迅速通関を両立させるため、輸入貨物などに関する情報の重要性が増加しているが、輸入申告に必要な正確・十分な情報が入手できない

（関税局「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」資料を基に本紙作成）

いるとした。越境ECの輸入貨物を取り扱う同業者からは「未申告のまま貨物を取り扱おうとしているアジア系の事業者もいる。摘発して欲しい」といった声も聞かれており、同WGの報告を裏付ける。

同WGでは、水際のセキュリティ確保と迅速通関両立に向けて、情報の重要性が高まっているとした。海上貨物を巡っては今年10月12日から海上小口貨物に係る簡易通関という新たな輸入スキームが始まり、同日から運用が始まる予定の第7次NACCSでも利用されるが、厳しい利用条件が課された。具体的には、▷海上貨物のうち通販貨物に該当するもの▷少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物▷消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物▷他法令の証明・確認を要しない貨物▷原産地虚偽表示などが無い貨物▷輸入申告・予備申告までに事前

情報の提供がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの——といった条件を全て満たす必要がある。そのうえで、利用を希望する場合、本格的な利用開始予定の少なくとも3カ月前までに、輸入申告予定の税関官署に申出を行う必要がある。調整のうえ、利用者（通関業者）のシステム登録、事前情報の項目設定、トライアル利用などが行われる。

一方、少額の航空貨物で利用可能なマニフェスト申告では、通常の申告と比べ申告情報が限られるため、税関によるリスク判定機能が働きにくい。一部通関業者の協力の下、輸入申告前に貨物に関する情報の提供を受け、審査および検査対象貨物の選定に活用しているものの輸入件数全体の約2～3割に留まるという。同WGは秋をめどに議論をとりまとめて関税分科会に報告する予定だ。

「海上小口貨物に係る簡易通関」における事前情報の活用イメージ

